

佐賀市社会福祉協議会会長及び副会長の報酬に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、佐賀市社会福祉協議会会長及び副会長の報酬について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 会長及び副会長に支給する報酬の額は、次のとおりとする。

- | | | |
|---------|----|----------|
| (1) 会長 | 月額 | 100,000円 |
| (2) 副会長 | 年額 | 50,000円 |

(支給方法)

第3条 副会長の受ける報酬は、その年分を年度末月に支給する。ただし、会長が特に必要と認めるときは、支給月を変更することができる。

- 2 会長及び副会長が年又は月途中でその職に就き又はその職を離れたときの報酬はその年分については月割計算とし、月の中途である場合は、その月分については日割り計算とする。
- 3 前2項に定めるもののほか、会長及び副会長の受ける報酬の支給方法については、佐賀市社会福祉協議会職員の例による。

附 則

この規程は、平成17年10月11日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。